

企業活力強化貸付（地域活性化・雇用促進資金（女性活躍推進法等関連））

先般成立した女性活躍推進法を踏まえ、女性が活躍しやすい環境を目指し、女性の積極雇用やワークライフバランスの推進等に努める中小企業・小規模事業者を対象に日本政策金融公庫が低利融資を実施。

制度の概要

◇対象者：以下のいずれかの要件を満たす者

- ①一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長へ届け出ている事業者（届出義務のある事業者を除く。）
- ②地方自治体が推進する施策に基づき、女性従業員の活用促進に取り組む事業者
- ③行動計画の届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業として厚生労働大臣から認定を受けた事業者（届出義務のある事業者を除く。）

◇対象資金：設備資金及び（長期）運転資金

◇貸付限度額：（中小企業事業）7億2,000万円
（長期運転資金2億5,000万円）

◇貸付限度額：（国民生活事業）7,200万円
（運転資金4,800万円）

◇貸付期間：設備資金20年以内、運転資金7年以内

◇貸付金利：対象者①・② 基準利率－0.4%
対象者③ 基準利率－0.65%

（注）中小企業事業において利率引下げが適用される貸付は最大2億7,000万円まで。

事業スキーム

（株）日本政策金融公庫



中小企業・小規模事業者

（※）基準利率：中小企業事業1.30%、国民生活事業1.85%（平成28年5月13日現在）